

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安保 2 法案に関する国会論議 －国際標準のセキュリティ・クリアランス制度の創設等－
著者 / 所属	柿沼 重志・小林 惇 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468 号
刊行日	2024-7-25
頁	44-64
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

経済安保 2 法案に関する国会論議

— 国際標準のセキュリティ・クリアランス制度の創設等 —

柿沼 重志

小林 惇

(内閣委員会調査室)

-
1. 経済安保 2 法案の提出と成立
 2. 重要経済安保情報保護活用法案に関する主な国会論議
 - (1) 重要経済安保情報保護活用法案提出の背景と同法案により期待される効果
 - (2) 重要経済安保情報の範囲、見込まれる指定件数等
 - (3) 適合事業者の要件
 - (4) 適性評価
 - (5) 運用基準
 - (6) 法定刑の上限の考え方、両罰規定を設けた理由等
 - (7) 独立行政法人保有の重要情報を保護する必要性やCUIの取扱い
 - (8) スタートアップ等に対する支援の在り方等
 - (9) 国会の監視機能強化の必要性
 3. 経済安全保障推進法改正案に関する主な国会論議
 - (1) 基幹インフラへの港湾の追加が後追いのになった理由
 - (2) 基幹インフラに医療分野を追加する必要性
 - (3) 基幹インフラの対象事業の見直しの在り方
 4. 残された課題や主な論点
 - (1) 運用基準及び下位法令の策定
 - (2) 産業競争力とセキュリティ・クリアランス制度
 - (3) 特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法の整合性、シームレスな運用
 - (4) CUIに関する指針策定の必要性
 - (5) セキュリティ・クリアランス制度の創設等を受けた能動的サイバー防御の導入
 - (6) 基幹インフラ制度への医療分野の追加

1. 経済安保2法案の提出と成立¹

令和6年2月27日に「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」（閣法第24号。以下「重要経済安保情報保護活用法案」という。）及び「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第25号。以下「経済安全保障推進法改正案」という。）の経済安保2法案が閣議決定され、同日、第213回国会（常会）に提出された。

安全保障の概念が、防衛や外交という伝統的な領域から経済・技術の分野に大きく拡大し、軍事技術・非軍事技術の境目も曖昧となっている中、国家安全保障のための情報に関する能力の強化は、一層重要になっており、経済安全保障分野においても、セキュリティ・クリアランス制度を含む我が国の情報保全の更なる強化を図ることが求められている。情報保全に関する既存の法律としては、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）があるが、同法では政府が特定秘密として指定できる情報の範囲が、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野に関する一定の要件を満たす事項に限られている。これらを踏まえ、政府が保有する経済安全保障に関する情報を対象としたセキュリティ・クリアランス制度を創設しようとするのが、重要経済安保情報保護活用法案である（図表1）²。なお、衆議院において、①内閣総理大臣は、毎年、重要経済安保情報の指定等の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならない、②政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定等の実施の状況について国会に報告するとともに公表する等の修正が行われた³。

図表1 重要経済安保情報保護活用法案の概要

1. 重要経済安保情報の指定 行政機関の長は、重要経済安保情報の指定を実施（注）。 なお、重要経済安保情報とは、重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの。
2. 重要経済安保情報の提供 ①行政機関の長は、他の行政機関が利用する必要があると認めたときは、重要経済安保情報を提供することが可能。 ②行政機関の長は、必要があると認めたときは、適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することが可能。
3. 重要経済安保情報の取扱者の制限 重要経済安保情報の取扱者は、適性評価において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限。
4. 適性評価の実施 行政機関の長は、本人の同意を得て、内閣総理大臣による調査の結果に基づき、漏えいのおそ

¹ 以下、本稿は、令和6年7月10日の脱稿時点までの情報に基づき、執筆している。また、本稿で引用している国会会議録については、同日までに頁数が確定しているものは号数及び頁数を記載しているが、頁数が未確定のものは、号数までの記載にとどめている。

² 同法案の概要については、小林惇「経済安全保障版セキュリティ・クリアランス制度の創設－重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案－」『立法と調査』No. 465（令6.4）3～20頁を参照。

³ このほか、国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会におけるその保護措置の在り方に関する修正が行われた。

れがないことの評価を実施（適性評価の有効期間は10年）。 【調査内容】 ①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項
5. 運用基準の策定 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（運用基準）を策定。
6. 国会への報告等 政府は、毎年、重要経済安保情報の指定及びその解除、適合事業者の認定の状況等について国会に報告するとともに公表。
7. 罰則 重要経済安保情報の漏えい時に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科する罰則や法人に対するいわゆる両罰規定等を整備。
8. 施行期日 一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日から施行。 （注）原則として、指定の日から5年を超えない範囲内で有効期間を設定、その後合計30年まで延長することが可能（なお、内閣の承認を得た場合には、有効期間を更に延長することも可能）。 （出所）内閣官房資料等より作成

また、経済安全保障推進法改正案は、令和5年7月の名古屋港におけるサイバー事案を受け、特定社会基盤（基幹インフラ）事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加しようとするものである（図表2）⁴。

図表2 経済安全保障推進法改正案の概要

1. 特定社会基盤事業として定めることができる事業の追加 特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加。
2. 施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。 （出所）内閣府資料等より作成

経済安保2法案は、令和6年5月10日、参議院本会議で可決、成立した（令和6年法律第27号及び第28号。5月17日公布）。

2. 重要経済安保情報保護活用法案に関する主な国会論議

（1）重要経済安保情報保護活用法案提出の背景と同法案により期待される効果

ア 経済安全保障版のセキュリティ・クリアランス制度を創設する意義等

経済安全保障版のセキュリティ・クリアランス制度を創設する意義について、高市経済安全保障担当大臣からは「経済安全保障分野における我が国の情報保全が強化されること、それから、特定秘密保護法が制定されてから同盟国、同志国との情報共有が一層円滑になったように、外国政府と我が国政府との相互信頼の下、政府間の経済安全保障

⁴ 同法案の概要については、柿沼重志「経済安全保障推進法改正案―名古屋港でのサイバー事案を契機とした制度の見直し―」『立法と調査』No. 465（令6.4）21～32頁を参照。

上の情報の共有もより円滑となること、同盟国、同志国とこの分野での協力が一層拡大、深化するということを期待している。これに加えて、国際共同研究についても、重要経済基盤の脆弱性の解消などに関する調査や研究に該当するような場合は、関係する国際的な枠組み等と相まって円滑な推進が図られていくと思っている。クリアランスホルダーであるということが信頼のあかしとして諸外国で認識されているような事例もあるので、我が国の民間事業者と外国の民間事業者の間で一定の情報のやり取りが円滑になることも期待している。これによって、事業者の国際的なビジネスのチャンスの確保、拡充に貢献することにつながると考えている」旨の答弁があった⁵。なお、クリアランスを保有し、国際的なビジネスチャンスを拡大することが期待される民間事業者の対象について、同大臣からは「大企業に限定されるものではなく、中小企業やスタートアップにも開かれている」旨の答弁があった⁶。

また、同盟国、同志国に通用する制度となるための具体的な要件について、高市大臣からは「諸外国の例も調べた上で言えば、重要情報であることを適切に表示する等の保護措置、信頼性の確認を含む情報を取り扱う者の制限、漏えい時の罰則等は必要だと考えている。その上で、運用面も併せて考慮したときに、相手国から自国が提供する秘密情報について、日本でも自国と実質的に同等の保護が与えられていると認められるものにしていく必要があると思っている」旨の答弁があった⁷。

こうした政府側の期待に対して、参議院内閣委員会に参考人として出席した齋藤裕弁護士からは「この法律が作られたから企業が外国から情報を得られるようになるという関係があるかどうかはよく分からないと思っている。経済界が外国から情報が得られればいいとは思いますが、そうならない可能性も結構あるのではないかと心配している」旨の発言があった⁸。

こうした議論を踏まえ、参議院内閣委員会では、「同盟国・同志国との間で重要経済安保情報を含む機密情報の共有が円滑に進むよう、必要となる国際的な協力枠組みの構築の推進に努めること。また、大企業のみならず、中小企業やスタートアップ等が適合事業者として認定され、国際共同研究に参加すること等を通じて、我が国の産業競争力を維持、強化できるよう、官民の協力体制の構築や必要な支援を行うこと」との附帯決議が付されている（第3項）⁹。

イ 経済安全保障推進法の改正ではなく重要経済安保情報保護活用法案を提出した理由

経済安全保障版のセキュリティ・クリアランス制度の構築について、経済安全保障推進法の改正ではなく、重要経済安保情報保護活用法案の提出という形となった理由について、高市大臣からは「令和4年の経済安全保障推進法案に対する附帯決議で、今回の

⁵ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第4号6頁（令6.3.22）

⁶ 第213回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号（令6.4.25）

⁷ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

⁸ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第11号（令6.5.7）

⁹ 重要経済安保情報保護活用法案に対して、衆参の内閣委員会でそれぞれ22項の附帯決議が付された。本稿では、参議院内閣委員会の附帯決議のうち、衆議院内閣委員会では盛り込まれなかった内容を含む項の一部を取り上げることとする。

セキュリティ・クリアランスに関する検討の必要性が盛り込まれたので、まずは経済安全保障推進法の改正を考えた。ただ、有識者会議¹⁰でも議論があり、何度も条文を読んだが、同法は、安全保障の確保に関する経済施策を効果的に推進することを目的とした法律であり、政府の情報保全措置について定めるには、新法によるしかないと判断した」旨の答弁があった¹¹。

ウ 特定秘密保護法の改正ではなく重要経済安保情報保護活用法案を提出した理由等

特定秘密保護法の改正としなかった理由について、高市大臣からは「政府との協働、連携が重要となる経済安全保障という分野の特色を踏まえると、重要な情報を政府内で秘匿するというだけではなく、情報保全に関して、信頼できる民間事業者にもその情報を共有して活用することも重要だと考えた。特定秘密保護法は、特定秘密を適合事業者に保有させなければ行政機関の所掌事務の遂行が成り立たないような非代替性が認められるときに情報提供が可能としている。そういったことから、今回は特定秘密保護法の改正ではなくて、新たな法律による情報保全制度を立案することとした」旨の答弁があった¹²。さらに、同大臣からは「特定秘密保護法では対象とされていない機微度ではあるものの、漏えい時には安全保障に支障を与える情報の保護が必要だという考え方の下、官民での協働、連携が重要となる経済安全保障という分野の特色を踏まえ、重要な情報を保全しつつ、これを民間事業者にも提供することによって情報を活用することが重要であること。また、その際、調査の一元化機能を設けることが効率的であること。さらに、特定秘密保護法とは異なる水準の罰則を設ける必要があること等を考慮した結果、特定秘密保護法とは別の法律によることとした」旨の答弁があった¹³。

また、特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法案とのシームレスな運用について、岸田内閣総理大臣からは「安全保障上著しい支障を与えるような情報については特定秘密保護法で対応されるが、より一段低い機微度の情報については重要経済安保情報保護活用法案で対応される。経済安全保障上の重要情報を2つの法制度で保護していく仕組みにしていることから、シームレスな運用が重要である」旨の答弁があった¹⁴。さらに、特定秘密保護法の運用基準の見直しについて、高市大臣からは「経済安全保障に関する個々の重要情報が特定秘密に該当するかを的確に判断することができるよう、特定秘密保護法の運用基準について、より明確にすべき箇所や補足すべき箇所がないか検討していく。分野を外交、防衛、テロ防止、スパイ防止から広げるということではなく、それら4分野に該当するものであっても機微度が違うといったことで、特定秘密に指定していいのか、コンフィデンシャル¹⁵級で読むのか等がより明確になることが必要だと

¹⁰ 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議は、令和5年2月21日に設置され、令和6年1月19日に最終とりまとめを公表している（後述する重要経済安保情報保護活用諮問会議の創設に伴い、有識者会議は廃止されている）。

¹¹ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

¹² 第213回国会衆議院内閣委員会会議録第5号17頁（令6.3.27）

¹³ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

¹⁴ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第12号（令6.5.9）

¹⁵ C I（Classified Information）は情報の機微度によって、トップシークレット、シークレット、コンフィデンシャルに区分される（後掲の図表3を参照）。

考えている」旨の答弁があった¹⁶。

（２）重要経済安保情報の範囲、見込まれる指定件数等

ア 重要経済安保情報の範囲等

こういった情報が重要経済安保情報に指定され得るのかについて、高市大臣からは「有識者からの意見を踏まえ、パブリックコメント、そして閣議決定をして策定する運用基準で、対象情報の一層の明確化に努めていく」旨の答弁があった¹⁷。特に、法定されている要件のうち、重要経済基盤保護情報とはこういった情報が該当するのかについて、同大臣からは「例えば、我が国の重要なインフラ事業者の活動を停止又は低下させるような、サイバー攻撃等の外部からの行為が実施された場合を想定した、政府としての対応案の詳細に関する情報、我が国にとって重要な物資の安定供給の障害となる外部からの行為の対象となりかねないサプライチェーンの脆弱性に関する情報、我が国政府と外国政府とで実施する安全保障に関わる革新的技術の国際共同研究開発において、外国政府から提供され当該外国において本法律案による保護措置に相当する措置が講じられている情報などが想定される」旨の答弁があった¹⁸。

また、重要経済安保情報の適切な指定や解除を行うための行政機関の担当職員のリテラシー向上について、政府参考人からは「各行政機関においては、個々の行政機関が所掌する重要経済基盤に関する情報収集、分析、リスクや脅威の点検を行うとともに、日頃より民間事業者とのコミュニケーションを一層緊密に取るなど、所掌する政策分野における重要経済基盤やその保護に関する情報への理解を不断に深める取組を行うことが必要と考えている。また、こうした各行政機関の取組に加え、本法を所管することになる内閣府は、情報の指定解除等に関する運用基準を所管するとともに、内閣総理大臣が各行政機関に対して情報の指定等について資料の提出や説明を求め、必要な勧告をする際の事務処理等も担うこととなるため、安全保障に関する知見に加え、情報保全や公文書管理に精通する人材が必要となる」旨の答弁があった¹⁹。

こうした議論を踏まえ、参議院内閣委員会では、「技術革新等の経済安全保障分野における変化の速さ等に鑑み、情報の指定・解除を柔軟かつ機動的に行うため、行政機関の担当職員の技術に関するリテラシー向上に鋭意取り組むとともに、指定要件の充足性について随時見直しを行い、国民の知る権利が侵害されないよう留意すること」との附帯決議が付されている（第7項後段）。

イ 民間保有情報が重要経済安保情報として指定される可能性

民間保有情報が重要経済安保情報として指定される可能性について、高市大臣からは「あくまでも政府が保有する重要経済安保分野における機微度の高い情報が対象であり、民間事業者に重要経済安保情報としての指定の効果が及ぶのは、第10条第1項により重

¹⁶ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第5号18頁（令6.3.27）

¹⁷ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第7号（令6.4.3）

¹⁸ 第213回国会参議院内閣委員会議録第8号（令6.4.18）

¹⁹ 第213回国会参議院内閣委員会議録第12号（令6.5.9）

要経済安保情報として行政機関から提供を受けた場合と、第10条第2項により政府が行わせる調査、研究等によりあらかじめ重要経済安保情報として指定された情報を生成した場合に限られ、行政機関の長が民間事業者から提供された情報を重要経済安保情報として指定した場合においても、当該民間事業者が元々保有していた情報に指定の効果は及ばない」旨の答弁があった²⁰。こうした考え方が基本となるとしつつも、同大臣からは「多数の民間事業者から提供された情報を政府で集約、分析する等して作成した情報を重要経済安保情報として指定すること等が考えられる」旨の答弁があった²¹。

ウ トップシークレットやシークレット級の重要経済基盤保護情報の想定

トップシークレットやシークレット級の重要経済基盤保護情報は想定されるのか否かについて、高市大臣からは「関係行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法の別表に掲げる事項に関する情報には該当しないものの、重要経済基盤保護情報に該当する情報は理論的には存在することは否定しない。しかし、政府において検討した結果、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある重要経済基盤情報であって特定秘密保護法における別表に該当しないものが実際にある又は今後直ちに想定されるということはない」旨の答弁があった²²。ただし、経済安全保障分野の技術開発のスピードは速く、将来的に出現した場合の対応について、同大臣からは「現在はコンフィデンシャル級であっても、機微度が上がり、軍事転用され、直接装備品に関わるようなレベルになると、特定秘密保護法の防衛、海外からもたらされたものであれば外交といったところに該当すると思う」旨の答弁があった²³。

エ 重要経済安保情報として指定される情報の件数

重要経済安保情報として指定される情報の件数について、高市大臣からは「指定が集中すると思われる初年度でも数十件程度、多くても3桁の件数だろうと見積もられる」旨の答弁があった²⁴。また、その算定根拠について、同大臣からは「重要経済安保情報の要件を満たすこととなる情報は、いわゆる機密性3情報、つまり、行政文書管理ガイドライン²⁵の秘密文書として管理されているものと想定される。統計数値が公表されている、秘密文書が含まれた行政文書ファイルの件数を起点として、行政文書ファイル当たりの秘密文書数、秘密文書に含まれる重要経済安保情報の数、各省庁が各年度において新規作成する秘密文書の数、重要経済安保情報を含む文書当たりの重要経済安保情報の指定件数について仮定を行い、推計した」旨の答弁があった²⁶。

(3) 適合事業者の要件

適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）の要件について、政府参考人か

²⁰ 第213回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号（令6.4.25）

²¹ 第213回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会会議録第1号（令6.4.2）

²² 第213回国会衆議院内閣委員会会議録第5号4頁（令6.3.27）

²³ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

²⁴ 第213回国会衆議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.5）

²⁵ 行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和6年2月9日一部改正）

²⁶ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

らは「重要経済安保情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限や、従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育といった措置に関する規定を事業者が整備をし、その規定に従った措置により適切に情報を保護することができるか認められること等を政令で定めることを想定している。また、株主構成や役員構成といった組織的要件についても、主要国の例も参照し、我が国の企業の実情や関係法令との整合性も踏まえながら、今後検討していく」旨の答弁があった²⁷。

特に外国による所有、管理又は影響（F O C I : Foreign Ownership, Control or Influence）について、高市大臣からは「有識者会議でも、アメリカでは、例えばCEOや取締役会の議長には、その者が直接機密情報に触れるかどうかにかかわらず、組織的要件の一部として個人のクリアランスを要求しており、こうしたことを日本でも求めるべきではないかという意見が出る一方で、日本企業の実態を踏まえると現実的ではないという指摘もあった。会社法の扱い等でも、最高意思決定機関は、日本の場合は取締役会になるが、それとは別に、アメリカのようにクリアランスを持った者のみが取締役会とは別の、それを上回るような権限を持つことは考えにくい。国内法制がアメリカと日本で違うこともあり、十分に検討しながら基準を決めなければならない」旨の答弁があった²⁸。

また、適合事業者がその取引先に対して適合事業者になることを求めることが、独占禁止法²⁹や下請法³⁰に抵触するか否かについて、政府参考人からは「一般論としては、適合事業者が部品の調達先等の取引先に対して適合事業者となるよう要請を行うこと自体は直ちに独占禁止法上又は下請法上の問題とはならない。ただし、適合事業者になるよう要請することにとどまらず、要請に応じない取引の相手方事業者に対して、一方的に著しく低い対価で部品の取引を定める等、取引の相手方の利益を不当に害する場合には独占禁止法上又は下請法上の問題となるおそれがある」旨の答弁があった³¹。

（４）適性評価

ア 特定秘密保護法とは異なり新たに一元的な調査機関を設ける理由

特定秘密保護法は、各行政機関の長が評価対象者の適性評価及びそのための調査を行うのに対し、重要経済安保情報保護活用法案では、内閣府が適性評価調査を行い、各行政機関の長が適性評価を行うとしている点について、高市大臣からは「内閣府による一元的な調査とした理由は、調査を受ける者の負担軽減ということである。内閣府による一元的な調査の結果を用いた適性評価を10年以内に受けた者は、他の行政機関による適性評価を受けたい場合も、新たに他の行政機関が再度同じ人に対して調査を行う必要はなく、内閣府が1回調査した結果をもってそのほかの行政機関の適性評価も受けることができる。これは、行政機関の職員もそうだが、適合事業者の従業者の負担を軽減することになる。それから、調査の結果は10年間有効となり、特段本人の事情が変わったと

²⁷ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

²⁸ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令6.4.25）

²⁹ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

³⁰ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

³¹ 第213回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号（令6.4.25）

きは自己申告することを誓約することになるが、一定のポータビリティを保てるということが大きなメリットだと考えている」旨の答弁があった³²。

例外として、第12条第4項ただし書において、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は一元的な調査機関が調査しないことを定めている。この場合について、政府参考人からは「特別な情報収集任務に当たる一部の省庁の職員について、その適性評価を他の省庁に委ねることが情報収集任務自体を困難にする等、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるような場合を例外としている」旨の答弁があった³³。

イ 評価対象者の数及び一元的な調査機関の体制の想定

適性評価を受ける者の数について、高市大臣からは「推計として多く見積もって数千人程度で、数万人という単位にはならない」旨の答弁があった³⁴。その算定根拠として、同大臣からは「初年度に想定される重要経済安保情報の指定件数を見積もり、これを前提に重要経済安保情報を取り扱う者の数を見積もった上で、例えば本法律案に定める適性評価を受けることを要しない、既に特定秘密保護法に基づく適性評価を受けた者の人数との重複等、様々に考慮すべき諸条件を捨象する等大胆な仮定を重ね、民間事業者の従業者も含めた人数の総数として推計した」旨の答弁があった³⁵。また、官民の比率について、政府参考人からは「見積りあるいは目安は持っていないが、適合事業者に情報を共有して活用してもらう視点であり、民間についても一定の広がりがあると考えている」旨の答弁があった³⁶。

また、一元的な調査機関の体制の想定について、高市大臣からは「アメリカのケースでは、クリアランスホルダーが400万人を超えており、一元的な調査機関は大体3,300人のメンバーだと承知している。我が国では、法施行までに、各行政機関が指定する重要経済安保情報の件数の見込み、また適性評価の調査件数の見込み等を精査し、必要な体制の整備の検討を進めていく。現時点でのイメージだが、内閣府として数十人程度の規模の体制からスタートを想定しているが、施行までの間に検討し、十分に精査して適切な体制整備を行いたい」旨の答弁があった³⁷。

ウ 一元的な調査機関が収集する個人情報の取扱い

一元的な調査機関が収集した個人情報の取扱いについて、高市大臣からは「適性評価のために収集した個人情報について、後に事情変更の自己申告等があった際に再評価を実施すべきかどうか判断する際に用いたり、他の行政機関による適性評価に供される可能性があり、適性評価の実施後10年間は保存しておくことが必要だと考えている。これは、調査を受ける側の負担軽減にもつながる。ただ、機微な個人情報であり、いたずらに長期にわたって保管することは適当ではない。一般的な保存期間10年のほかに、適性評価への不同意に関する情報の保存期間等、10年より短い保存期間が設定できるケース

³² 第213回国会衆議院内閣委員会議録第4号10頁（令6.3.22）

³³ 第213回国会参議院内閣委員会議録第12号（令6.5.9）

³⁴ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第8号（令6.4.5）

³⁵ 第213回国会参議院内閣委員会議録第10号（令6.4.25）

³⁶ 同上

³⁷ 同上

についても、運用基準等で適切なルールを定めることを予定している。収集した機微な個人情報に制度趣旨から見て不必要に長い期間保有することは考えていない」旨の答弁があった³⁸。また、一元的な調査機関の権限濫用の懸念に対して、同大臣からは「収集した個人情報は雇用主には渡さず、また適性評価の結果や個人情報の目的外利用を禁止する等の配慮を行っている。また、この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害することがあってはならないという規定の趣旨を踏まえ、適性評価調査を行う内閣府、そして適性評価を行う行政機関などにおいて、調査する側がこの権限の濫用や、自由や人権を萎縮させるようなことがないように、最大限の注意を払う」旨の答弁があった³⁹。

エ 適性評価調査の調査事項

適性評価において調査される事項として列挙されているうちの一つである「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」に関連し、支持政党や労働組合の活動歴を調査するかについて、高市大臣から「重要経済基盤毀損活動との関係だが、基本的にスパイ活動やテロ活動のうち、重要インフラや重要物資のサプライチェーンを狙ったものとの関係について調査をする趣旨の規定であり、調査対象は、こうした活動との関係に関する事項に限られる。支持政党や労働組合の活動歴を調べることはない」旨の答弁があった⁴⁰。

また、評価対象者の家族等の氏名、生年月日、国籍及び住所についても調査事項となっていることの意味について、高市大臣からは「評価対象者本人に重要経済基盤毀損活動と関係がないか、外国の情報機関等による評価対象者への働きかけがないか等を調査する参考とするためである」旨の答弁があった⁴¹。さらに、いわゆるハニートラップが調査事項に該当するか⁴²について、同大臣からは「ハニートラップとは性的関係を利用して対象者から情報、利益、弱みを引き出すスパイ活動のことを指すと認識している。現在又は過去の性的な交友関係を契機に外国の情報機関などから重要経済安保情報の漏えいの働きかけを指したものであれば、重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項に該当し得るため、調査の対象であると考え」旨の答弁があった⁴³。

こうした議論を踏まえ、参議院内閣委員会では、「本法第12条第2項第1号に規定される『重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項』が何を指すのか可能な限り具体的な内容を明確化すること。加えて、調査事項に関係しない評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動については調査してはならないことや、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならないこと等を運用基準に明記すること」との附帯決議が付されている（第12項後段）。

³⁸ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第7号（令6.4.3）

³⁹ 第213回国会参議院内閣委員会議録第12号（令6.5.9）

⁴⁰ 同上

⁴¹ 第213回国会参議院内閣委員会議録第9号（令6.4.23）

⁴² 衆議院では、国民民主党・無所属クラブから、重要経済安保情報の取扱者に係る適性評価についての調査事項として、性的行動についての節度に関する事項を追加する等を内容とする修正案が提出されたが否決されている。

⁴³ 第213回国会参議院本会議録第12号（令6.4.17）

オ 外国籍の者の適性評価

外国籍の者が適性評価を受けることについて、高市大臣からは「外国人を一律に排除する規定とはしていないが、適性評価は、重要経済安保情報を漏らすおそれがないことについて行う調査であり、適性評価の対象者が外国籍の者であるという事実は、重要経済基盤毀損活動との関係に関わる事項として、考慮要素の1つとしては考えられ、最終的には調査結果に基づく総合評価によって判断される」旨の答弁があった⁴⁴。

カ 政務三役を適性評価の対象としない理由

政務三役を適性評価の対象としない理由について、高市大臣からは「内閣総理大臣により任命に当たり必要な考慮がされることから適性評価の対象外としている。本法律案より機微度が高い情報を対象とする特定秘密保護法でも同様の取扱いである。そして、イギリス、フランス、ドイツ等では、閣僚は適性評価の対象外となっている。それから、適性評価を免除されたとしても、漏えいした場合には、適性評価を受けた職員と同じく、最大5年の拘禁刑などの罰則の対象になる」旨の答弁があった⁴⁵。

キ 適性評価を受けた後の事情変更の把握

適性評価を受け、重要経済安保情報の取扱いが認められた後に生じた事情変更をどのように把握するのかについて、政府参考人からは「特定秘密保護法の運用基準と同様に、外国との関係に大きな変化があったこと、罪を犯して検挙されたこと、内規等に違反する情報漏えい行為が認められたこと、飲酒によるトラブルを引き起こしたこと、裁判所から給与の差押えを受けるなど経済的にひっ迫した状況に至ったこと等の状況の変化があった場合、その旨を自己申告又は上司等により報告を求めることとなると考えている。この自己申告等を踏まえ、個別事案の内容や程度に応じて総合評価を行い、引き続き情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると評価できる場合は、再度の適性評価を調査からやり直すことになっている」旨の答弁があった⁴⁶。

ク 不合理な不利益取扱いの具体的な事例や相談窓口の開設等

評価対象者が受ける不合理な不利益取扱いの具体的な事例について、高市大臣からは「まず、前提として、適性評価を受けることに同意しなかったことや適性評価の結果を重要経済安保情報の保護以外の目的で利用することは、明確に第16条で禁止している。その上で、禁止される目的外利用について、不合理な不利益取扱いという表現を使っているが、より具体的に言えば、不合理な解雇や降格、減給、それから自宅待機命令、配置転換等が考えられる。ただ、これを明確に判断する必要があり、従業者に対するどのような対応が禁止行為に当たるのかについて、有識者の意見を踏まえ、運用基準で明確に示す」旨の答弁があった⁴⁷。

また、不利益取扱いを受けた場合の相談窓口について、高市大臣からは「各行政機関に設けることを考えているが、適合事業者の契約先である行政機関に相談することに抵

⁴⁴ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第7号（令6.4.3）

⁴⁵ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第5号19頁（令6.3.27）

⁴⁶ 第213回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会議録第1号（令6.4.2）

⁴⁷ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第5号28頁（令6.3.27）

抗がある場合も想定し、制度所管である内閣府にも相談窓口を設けることも考えている」旨の答弁があった⁴⁸。

さらに、目的外利用禁止規定に違反した際の罰則が設けられていないが、どのように実効性を持たせるのかについて、高市大臣からは「悪質な違反行為が仮に発覚した場合、事業者との契約に定める規定に違反があったということになると、この契約を解消することがあり得ることを明確にすることも想定している。指名停止のような措置も含め、実効性を担保する方策について、有識者、それから事業者や労働者を代表する者の意見も踏まえ、しっかりと検討する」旨の答弁があった⁴⁹。

ケ 労使協定締結の必要性

従業者の不利益取扱いを防止する観点から、労使協定を義務付ける必要性について、高市大臣からは「有識者会議でも議論となり、労働者にも大きな影響が及ぶため、事前の労使協議と協定締結を義務付けるという意見もあった。一方で、慎重意見として、企業による労使関係が様々であり、一律の義務付けには違和感があるといった趣旨の意見や、セキュリティ・クリアランスを取得する人が企業内にどれだけいるか等によるのではないかという意見もあった。さらに、強く反対する意見として、セキュリティ・クリアランスが必要な事業への参画は明らかに経営判断に属するものであり、法律による義務付けは絶対にやるべきではないといった意見もあった。不利益取扱いを防止する観点からも、また従業者の方の懸念に対応するためにも、労働組合に一定の役割を期待する声があることは十分承知している。義務付けまではしないとしても、運用基準等を検討する中で、労働組合の関与についても示せないか考えていく」旨の答弁があった⁵⁰。

コ クリアランスホルダーの待遇、ホルダーであることの対外的な証明等

諸外国ではクリアランスホルダーが処遇面も含めて社会での活躍の幅を広げていることについて、高市大臣からは「諸外国におけるこのような認識の広がりというのはクリアランス保有の事実のみを理由とした優遇というわけではなく、クリアランスを求められるような業務もこなせることを含めて業務上の能力を全体として評価して適切な処遇がされている結果ではないかと受け止めている。他方で、適性評価の結果のみを理由に優遇措置を講ずることは、適性評価で漏らすおそれがないと認められなかった者や適性評価を受けることに同意しなかった者への反射的な不利益にもなるので留意が必要である。政府としては、情報保全の重要性についての理解が広く醸成されるように説明を尽くしていきたい」旨の答弁があった⁵¹。こうした議論を踏まえ、参議院内閣委員会では、「本法により創設される新たな制度の具体的な中身を国民に分かりやすくかつ正確に説明することを通じ、官民双方において、情報保全の重要性に対する理解が広く醸成されるよう努めること」との附帯決議が付されている（第5項）。

また、クリアランスホルダーであることを対外的に証明する方策について、高市大臣

⁴⁸ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第5号28頁（令6.3.27）

⁴⁹ 第213回国会参議院内閣委員会議録第8号（令6.4.18）

⁵⁰ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第8号（令6.4.5）

⁵¹ 第213回国会参議院内閣委員会議録第9号（令6.4.23）

からは「むやみに自分がクリアランスホルダーであることを対外的にオープンにすると、諜報活動の対象、例えば外国の情報機関等から情報を狙われる対象にもなるので、慎重であるべきだと思うが、国際的な協力枠組みの中で必要な場面が出てくる。評価対象者がクリアランスを保有していることを我が国政府から外国政府に示せる仕組みの在り方も考えていく必要がある」旨の答弁があった⁵²。

サ 適性評価の結果を通知するまでの標準的な期間を示す必要性等

適性評価に要する標準的な処理期間を示し、予見可能性を持たせるべきでないかとの指摘に対し、高市大臣からは「適性評価については、必要十分な調査を実施する必要がある、必要な調査期間は、評価対象者個々の事情等により異なるので、あらかじめ一律に期間を定めるということは困難である。しかし、調査機能を一元化したので、調査の効率化や迅速化ができると考えている」旨の答弁があった⁵³。

また、結果の通知までの期間が長期にわたることによる不利益取扱いについて、高市大臣からは「適性評価を受けることに同意し、所定の質問票等を提出したにもかかわらず適性評価の結果がなかなか通知されないということをもって、企業側が重要経済安保情報の取扱いを要する業務に就かせないことを超え、無用の不利益取扱いまで許すことは、第16条第2項が、同意拒否の事実や適性評価の結果の目的外利用を禁止した趣旨に反することになりかねない。したがって、同項の趣旨に鑑み、適性評価の結果が出ないことを理由とする不利益取扱いが許されるべきではないと考え、その旨を運用基準の中で明示をする」旨の答弁があった⁵⁴。

（５）運用基準

運用基準に規定することを想定している事項について、高市大臣からは「第18条第1項に規定しているとおり、特定秘密保護法と同様の重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施の2項目に加え、特定秘密保護法の運用基準では取り上げられていない適合事業者の認定が挙げられる。その詳細について、例えば、重要経済安保情報の指定の要件である重要経済基盤保護情報の4類型の細目、適性評価の結果等に関する個人情報の目的外利用の禁止の実効性確保のための目的外利用に当たる具体的な行為、適性評価の結果が出ないという事実を理由とする不利益取扱いが許されるべきではない旨、評価結果が出ない等の相談を受ける窓口の設置、事業者の適合性基準の内容等を想定している。ただ、先行制度である特定秘密保護法の運用基準の内容や実務も参考にして、また、国会審議における様々な指摘も踏まえて検討する」旨の答弁があった⁵⁵。なお、運用基準策定のスケジュール等について、同大臣からは「できるだけ早く、有識者の意見も伺いながら、運用基準案を策定し、求めがあれば国会でも説明をしたい。そして、民間事業者にもできるだけ分かりやすい書きぶりになるように目配りをしていく」旨の答弁があった⁵⁶。

⁵² 第213回国会参議院内閣委員会会議録第9号（令6.4.23）

⁵³ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令6.4.25）

⁵⁴ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第12号（令6.5.9）

⁵⁵ 同上

⁵⁶ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第9号（令6.4.23）

また、そもそも論として、運用基準や下位法令に多くの重要な部分が委ねられているのはいかなるものかとの批判があった⁵⁷。

（６）法定刑の上限の考え方、両罰規定を設けた理由等

法定刑の上限の考え方について、政府参考人からは「特定秘密保護法における同種の罪の最高刑が懲役10年であること、一般的な国家公務員法上の秘密漏えいの罪の最高刑が懲役1年であることを踏まえ、両者とのバランスや行為の悪質性及び結果の重大性の程度等を考慮して定めた。具体的には、例えば業務取扱者による漏えい罪の法定刑については、本法律案では、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしており、罰金刑のみの選択も可能となっている。その上で、不正競争防止法における営業秘密侵害の罪、同法第21条第1項も、罰金刑の上限が2,000万円とされており、これについては、公正な競争秩序のみならず事業者の営業上の利益も保護法益としており、財産犯的な性質を有しているため、そもそも本法律案の罪とは罪質が異なることから、単純に刑の軽重を比較することは難しい。これに対し、本法律案における漏えいや不正取得の罪については、あくまで国が安全保障の観点から策定する情報管理ルールの実効性を担保するための制裁措置と考えており、その法定刑は安全保障を損なうという点における重大性、悪質性、抑止効果を踏まえて定めるものである」旨の答弁があった⁵⁸。なお、罰則に関して、参議院内閣委員会では「重要経済安保情報の漏えいや不正な取得を行った場合の罰則について、罰則の程度と抑止力のバランスを適宜検証し、本法施行後の状況を踏まえ、必要があれば速やかに見直しを検討すること」との附帯決議が付されている（第15項）。

また、より機微度が高い情報を対象とする特定秘密保護法にいわゆる両罰規定がないのに対し、重要経済安保情報保護活用法案には両罰規定が設けられている点について、政府参考人からは「本法律案において、行政機関の長が重要経済安保情報を適合事業者に提供することになるが、重要経済安保情報には企業の事業活動に関連するものも多い。そのため、第三者の企業が、その業務に関して適合事業者が保有する重要経済安保情報を保有者から不正に取得しようとする場合が想定される。また、適合事業者自身も、その業務に関し、本法律案で許された規定によらず第三者に重要経済安保情報を提供しようとする、あるいは漏えいするといったことも想定し得る。このような行為を罰則により抑止するという認識の下に法人への両罰規定を設けている」旨の答弁があった⁵⁹。

⁵⁷ この点について、参議院内閣委員会に参考人として出席した井原聡東北大学名誉教授は意見陳述において、「本法案の肝ともいえるべき重要な内容が具体的に示されず、運用基準や政省令を決めていくという、議会制民主主義を形骸化するような法案審議に驚きを禁じ得ない」旨を述べている（第213回国会参議院内閣委員会会議録第11号（令6.5.7））。こうした批判的な意見がある一方で、「経済安全保障の領域については、政治的判断を尊重する必要性が高く、また予測困難な状況の変化に迅速・臨機応変に対応する必要性から、裁量の幅が広く認められることに異論はないであろう。実体面からの統制については、裁量の幅の広さ故に判断過程に注目した審査には限界があると考えられるため、理由の提示をはじめとする手続面からの統制によって、規制の透明性と予見可能性が十分に確保されることを期待したい」との意見もある（渡井理佳子「経済安全保障の確保と技術流出の防止」『地政学的リスクをめぐる諸課題と日本企業の法的対応』（21世紀政策研究所、令6.3）83頁）。

⁵⁸ 第213回国会衆議院内閣委員会会議録第5号21頁（令6.3.27）

⁵⁹ 第213回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会議録第1号（令6.4.2）

（７）独立行政法人保有の重要情報を保護する必要性やＣＵＩ⁶⁰の取扱い

重要経済安保情報保護活用法案の対象となる情報について、高市大臣からは「政府が保有する経済安全保障分野における機微度の高い情報が対象となり、基本的には民間事業者の保有する情報はこの制度の対象とはならない」旨の答弁があった⁶¹。

また、独立行政法人の保有する情報について、高市大臣からは「独立行政法人は、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関という位置付けであり、独立行政法人が保有する情報を一律に対象としていない」旨の答弁があった⁶²。さらに、それらの情報についても保護対象にすべきとの指摘に対し、同大臣からは「独立行政法人が行っている研究の中には、経済安全保障上も非常に重要なものも含まれており、各法人を所管する行政機関において、我が国の技術的優位性を確保する、維持をする、そして情報の流出を防ぐ観点から、不正競争防止法や外為法⁶³といった既存の制度をしっかりと活用するとともに、研究インテグリティの確保によって情報保全の徹底を図っていくということ徹底してもらいたい」旨の答弁があった⁶⁴。

さらに、民間保有のＣＵＩの取扱いについて、政府参考人からは「ＣＵＩの中には、企業が保有している例えば最先端の技術情報、あるいはビジネスに関する情報もある。こういったものは、基本的には、企業においては営業秘密として管理をされており、不正競争防止法の下での営業秘密侵害対策として対応しているが、有識者会議の最終とりまとめに至る議論では、そうした情報の中には、経済安全保障の視点からも重要で、機微な情報もあるので、企業にその対応を丸投げするのではなく、国としても、企業が適切に機微な情報の保全をできるような環境整備を進めるべきではないかという議論があった。ガイドラインの作成についても、産業界、労働界等の関係者が様々な意見を持っていると承知しており、今後の検討課題となっている」旨の答弁があった⁶⁵。

ＣＵＩについて、衆議院内閣委員会の参考人質疑においては、境田正樹ＴＭＩ総合法律事務所パートナー弁護士が「産業界が一番期待していたのは、ＣＵＩに関する何らかのガイドラインを策定してほしいということであった」旨を、また、渡部俊也東京大学未来ビジョン研究センター教授が「ＣＵＩに関するガイドラインを整備することが次のステップでは重要になると思う。これが整備されることにより、クリアランスの外と内が組み合わせられた経済安全保障のエコシステムが形成されていくことが期待できる」旨をそれぞれ述べている⁶⁶。

（８）スタートアップ等に対する支援の在り方等

スタートアップがセキュリティ・クリアランスを取得して国際共同研究に参加するよう

⁶⁰ 秘密指定されていないが管理が必要な情報のこと（Controlled Unclassified Information）。

⁶¹ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第5号6頁（令6.3.27）

⁶² 第213回国会参議院内閣委員会議録第8号（令6.4.18）

⁶³ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

⁶⁴ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第8号（令6.4.5）

⁶⁵ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第7号（令6.4.3）

⁶⁶ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第6号2～3頁（令6.3.28）

な可能性について、高市大臣からは「スタートアップも一定の基準を満たす適合事業者として認められれば、行政機関との契約によって重要経済安保情報を活用することができ、国際共同研究に参加することは可能である」旨の答弁があった⁶⁷。また、適合事業者になるスタートアップや中小事業者に対する支援の必要性について、同大臣からは「様々な施設整備を新たにすることに経済的な負担が掛かるというようなケースもあると思う。どのように情報を保全してもらうかについては、政令も定め、その後、政府統一の運用基準も定めていく。また、経済的な支援の在り方について、余り不公平にならないように考えている。元々大手の企業で、特定秘密保護法に係る業務を請け負っており、既に保全設備が整っているようなところ、又はスタートアップでこれから重要経済安保情報を扱いたいというところでは差が出るので、納得感のある形で支援策を考えたい」旨の答弁があった⁶⁸。

（９）国会の監視機能強化の必要性

独立公文書管理監（特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、平成26年12月に内閣府に設置）がこれまで果たしてきた役割及び重要経済安保情報保護活用法案における位置付けについて、政府参考人からは「独立公文書管理監は、特定秘密保護法の運用基準に明記されているとおり、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出や説明を求め、実地調査を行う、特定秘密の指定等が法令等に従って行われていないと認めるときは是正を求める等の権限を有している。重要経済安保情報に係る検証、監察に関し、今後策定される運用基準等を含めた具体的な制度設計を踏まえなければ申し上げられないが、現行の特定秘密保護法の下で確立させてきた検証、監察に係る知見やノウハウを最大限活用し、重要経済安保情報の指定等に関する検証、監察を適正に実施したい」旨の答弁があった⁶⁹。また、参議院内閣委員会に参考人として出席した齋藤裕弁護士からは「日本では、秘密指定が抽象的にされ、チェックも抽象的にされるため、独立公文書管理監にしても情報監視審査会にしても十分なチェックが期待できない。アメリカでは秘密指定は文書レベルでなされ、秘密指定解除も文書レベルでなされる」旨の指摘があった⁷⁰。

また、重要経済安保情報の取扱いについて問われた高市大臣からは「特定秘密と同様の措置を講じてもらえるのならば、国会に重要経済安保情報を提供することになると考えている。また、重要経済安保情報の指定、解除の状況については、必要な情報の公表を行っていくとともに、国会から求めがあれば国会への報告をしていく」旨の答弁があった⁷¹。こうした点も踏まえ、衆議院において、政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定等の実施の状況について国会に報告するとともに、公表する等の修正が行われた。なお、衆参両院の常設機関である情報監視審査会への特定秘密に係る情報提供について、同大臣からは「私自身、このレベルの情報提供では納得できないと文句を言った

⁶⁷ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

⁶⁸ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第9号（令6.4.23）

⁶⁹ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令6.4.25）

⁷⁰ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第11号（令6.5.7）

⁷¹ 第213回国会衆議院内閣委員会会議録第5号3頁（令6.3.27）

こともある」旨の答弁があった⁷²。

こうした議論を踏まえ、参議院内閣委員会では、「各行政機関が行う重要経済安保情報の指定は、合理的で最小の範囲において行わなければならないこととするよう、独立公文書管理監等が適宜、検証や監察を行うこと。なお、独立公文書管理監の独立性を確保するために必要な方策について検討を行うこと。さらに、国会が監視機能を十分に果たすため、国会からの情報提供の求めに対しては誠実に応じること」との附帯決議が付されている(第6項後段)。

3. 経済安全保障推進法改正案に関する主な国会論議

(1) 基幹インフラへの港湾の追加が後追いの的になった理由

令和4年の経済安全保障推進法制定時における国会論議においても、港湾を基幹インフラに追加すべきとの指摘があったものの、そのような措置がとられないまま令和5年7月に名古屋港におけるサイバー事案が発生した。この点について、政府の見立てが甘過ぎたのではないかと批判に対し、高市大臣からは「私もそう思う。当時の検討が十分でなかったと思っている」旨の答弁があった⁷³。また、政府参考人からは「一般港湾運送事業者が利用するTOS(ターミナルオペレーションシステム)については国土交通省においてその機能が停止しても影響は限定的であると評価していたことから対象としなかった。名古屋港におけるサイバー攻撃事案を受け、改めて国土交通省及び内閣府において全般的に検討を行ったところ、TOSが港湾の機能の安定的な提供に重要な役割を果たしていると考えられ、今般改正法案を提出した」旨の答弁があった⁷⁴。

(2) 基幹インフラに医療分野を追加する必要性

令和4年10月の地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センターに対するサイバー攻撃を始めとした医療機関へのサイバー事案が起きていることを踏まえ、基幹インフラに医療分野を加えるべきとの指摘がある。こうした指摘に対して、高市大臣からは「厚生労働省から、個々の医療機関については、システム障害が生じても個別の医療機関の単位にとどまり、また、周辺医療機関との連携により必要な医療提供が可能という説明があり、今回の法案では基幹インフラ制度の対象としないこととした。ただし、今後、医療DXの取組を進める中で、セキュリティ対策の強化を図りながら、地域医療提供体制への影響も踏まえながら、引き続き精査を行う方針であると聞いており、内閣府としてはその精査の状況を踏まえて検討をしていきたい」旨の答弁があった⁷⁵。また、政府参考人からは、「昨年6月策定の医療DXの推進に関する工程表に基づき医療DXを推進しており、この中で電子カルテを全国的に共有するような仕組みを構築していくこととしている。こうした仕様について今後検討する中でセキュリティ対策の強化を図りながら、経済安全保

⁷² 第213回国会参議院内閣委員会会議録第10号(令6.4.25)

⁷³ 第213回国会衆議院内閣委員会会議録第5号15頁(令6.3.27)及び第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号(令6.4.18)

⁷⁴ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号(令6.4.18)

⁷⁵ 第213回国会衆議院内閣委員会会議録第7号(令6.4.3)

障推進法の適用についても引き続き精査を行ってまいりたい」旨の答弁があった⁷⁶。

（３）基幹インフラの対象事業の見直しの在り方

基幹インフラの対象事業の見直しの在り方について、高市大臣からは「重要な役務を提供する事業については、平時からのリスク点検を着実に行うことで、経済安全保障の確保に努めていきたい。対象事業の見直しについては、事案を受けて後追いの追加するかを議論するのではなく、技術の進展、社会構造の変化を踏まえて不断の見直しを行うべきであり、過去に発生した事案、海外で発生した事案も含めて、幅広く政府全体として情報収集を行うべきだと思う」旨の答弁があった⁷⁷。

４．残された課題や主な論点

（１）運用基準及び下位法令の策定

令和６年６月２６日、重要経済安保情報保護活用諮問会議の初会合が首相官邸で開催された。まず、岸田内閣総理大臣からは、同会議において運用基準案や政令案の検討が行われ、その後、それらはパブリックコメントに付された上で、年内をめどに策定することを目指していくとのスケジュール感が示された⁷⁸。また、同諮問会議では、①重要経済安保情報の指定・管理・解除（重要経済安保情報の範囲、重要経済安保情報の保護・管理のための措置、重要経済安保情報の指定の解除、独立公文書管理監による検証・監察）、②適性評価・調査、目的外利用の禁止（適性評価（調査を含む）の具体的な業務の在り方、評価対象者の範囲、個人情報の取扱い、適性評価後の事情変更の取扱い、苦情の申出の取扱い、目的外利用の禁止（評価対象者の保護）を担保するための方策、クリアランス保有者であることの対外的な証明）、③適合事業者の認定（適合事業者の認定の具体的な業務フロー、適合事業者の認定基準、適合事業者との契約に盛り込むべき事項、適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い）、④その他（関係省庁や適合事業者に対する研修等）が主な論点として列挙されている⁷⁹。

制度の実効性を高めるためには、運用基準及び下位法令の策定に際し、情報保全の質の向上と民間事業者側にとっての予見可能性の向上、更には個人情報の取扱いに関する不安の解消等に配慮することが重要となると考えられる⁸⁰。

（２）産業競争力とセキュリティ・クリアランス制度

セキュリティ・クリアランス制度を単に構築しただけでは、産業競争力の維持、強化につながることは期待できない。同制度が国際標準のものであると同盟国・同志国から

⁷⁶ 第213回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号（令6.4.25）

⁷⁷ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令6.4.18）

⁷⁸ <https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202406/26juyoukeizai.html>

⁷⁹ <https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/shimon/kaigi_1/shiryou_3.pdf>

⁸⁰ この点について、参議院内閣委員会に参考人として出席した原一郎一般社団法人日本経済団体連合会常務理事は「新たな制度が実際に企業ニーズの受皿として有効に機能するか否かは法案成立後の下位法令あるいは運用基準を見させていただきたいと思う」旨の意見陳述を行っている（第213回国会参議院内閣委員会会議録第11号（令6.5.7））。

認められ、国際共同研究が活発化される必要がある。その意味でも、諸外国では、I S A（Industrial Security Agreement）という仕組みがあり、クリアランスの相互適用によって、研究開発、技術情報の共有、防衛装備品の連携促進を含む包括的な連携が行われているとされ、こうした技術情報を交換、共有する枠組みに進めるかどうか焦点となろう。これらの情報保全のための体制が構築された後の課題について、国際社会経済研究所（N E Cグループのシンクタンク）の布施哲特別研究主幹は「情報が流れる蛇口の開け閉めはひとえに戦略的判断に基づいて行われる現実も踏まえなければならない。つまり、日本という国、日本企業が持つ技術力に、どれだけの戦略的価値を見出してくれるかどうかにかかっており、企業努力に加えて政府のバックアップが不可欠である」旨を指摘している⁸¹。セキュリティ・クリアランス制度の創設を産業競争力の維持、強化につなげていけるよう、官民の協力体制の構築や必要な支援を行うことが重要である。

（３）特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法の整合性、シームレスな運用

特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法の関係については、そもそも別個の法律を制定する必要があったのか、あるいは特定秘密保護法の改正によることもできたのではないかと、そして、両罰規定が、より機微度が高い情報を対象とする特定秘密保護法にはないのに、重要経済安保情報保護活用法にはあることは不整合ではないかといった意見は国会論議の場でも出された（本稿 2.（１）ウ及び 2.（６）を参照）。また、重要経済安保情報保護活用法が対象とする経済安保上の重要情報と特定秘密保護法が対象とする情報は近接し、概念上は重なる部分も存在することが指摘されている（図表 3）⁸²。

図表 3 経済安保上の重要情報と特定秘密の対象情報



（出所）西村あさひ法律事務所「経済安全保障版セキュリティ・クリアランス制度の導入－重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立－」『N&A NEWSLETTER』（令6. 5. 15（令6. 6. 13改訂）） 4 頁

こうした点を踏まえ、実務上の混乱を避けるため、まずはそれぞれの対象範囲を明確化

⁸¹ 布施哲『日本企業のための経済安全保障』（株式会社 P H P 研究所、令6. 4） 76 頁

⁸² 西村あさひ法律事務所「経済安全保障版セキュリティ・クリアランス制度の導入－重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立－」『N&A NEWSLETTER』（令6. 5. 15（令6. 6. 13改訂））

する必要がある。重要経済安保情報保護活用法の運用基準及び同法の政令は、今後、重要経済安保情報保護活用諮問会議で検討が進められることになるが、政府は、特定秘密保護法の運用基準の見直しについても同諮問会議で議論するのか、もしくは別な会議体で検討するのか早期に明確にし、議論に着手すべきである。また、両罰規定の問題については、見直すべき箇所がないか、不断の検討が必要であろう。

（４）ＣＵＩに関する指針策定の必要性

民間保有のＣＵＩについては、当該情報の性質によっては非友好国からその情報を守ることが、国力の維持につながることもある。また、適切な情報保全措置を講じることは民間事業者同士の国際連携による先端科学技術の研究開発の促進にも貢献する。その一方で、国が一方的に規制を課すことが、民間活力を阻害し得ることや、企業内の情報管理のみならず将来の労使関係にも影響を与え得るといった点に留意が必要であり、どのような指針を策定すべきか、あるいは指針策定の要否も含めた検討が求められている。

（５）セキュリティ・クリアランス制度の創設等を受けた能動的サイバー防御の導入⁸³

「国家安全保障戦略」（令和４年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるべく、必要となる法制度の整備等について検討を行うため、サイバー安全保障分野の対応能力の向上に向けた有識者会議の第１回の会合が令和６年６月７日に行われた。同日、岸田内閣総理大臣からサイバー安全保障分野を担当する河野国務大臣に対して、この会議の成果を踏まえ、関係大臣とも協力の上、可能な限り早期に関連法案を取りまとめるよう指示があった。また、内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室が示した資料では、能動的サイバー防御をめぐる主な論点として、①官民連携の強化、②通信情報の活用、③アクセス・無害化措置の３点が挙げられ（図表４）、これらの取組を実現・促進するため、強力な情報収集・分析・対処調整機能を有する新たな司令塔組織を設置することが必要とされている。

図表４ 能動的サイバー防御の導入をめぐる主な論点

①官民連携の強化
高度な侵入・潜伏能力に対抗するため、政府の司令塔機能、情報収集・提供機能の強化が不可欠
◆ 整理が必要な法令の例：サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、各種業法
②通信情報の活用
悪用が疑われるサーバー等の検知には、「通信の秘密」を最大限に尊重しつつも、通信情報の活用が不可欠
◆ 整理が必要な法令の例：日本国憲法第21条（通信の秘密）

⁸³ この点について、一般社団法人日本経済団体連合会は「能動的サイバー防御を実施するためには、政府から業務に携わる民間事業者等に対し、サイバー攻撃等に関するＣＩを含む重要情報を提供する必要が出てくると想定されるところ、当該民間事業者および従業者については、政府の要請に応じて信頼性確認を行ったうえで、セキュリティ・クリアランスを付与することが想定される」としている（一般社団法人日本経済団体連合会「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する提言」（令6.2.20）９頁）。

③アクセス・無害化措置

重大なサイバー攻撃の未然防止・拡大防止を図るためには、政府に侵入・無害化の権限を付与することが不可欠

◆ 整理が必要な法令の例：不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

（出所）内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室資料より作成

能動的サイバー防御とセキュリティ・クリアランス制度の関係について、岸田内閣総理大臣からは「能動的サイバー防御の実現に当たっては官と民の連携が重要であると認識をしており、サイバー安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の活用も含めて検討を進めていく」旨の答弁があった⁸⁴とおり、セキュリティ・クリアランス制度の創設は特に①の官民連携の強化に必須であったと位置付けられる。こうした点を踏まえ、同有識者会議の第1回会合では「セキュリティ・クリアランス制度を有効に活用することで、官民が連携して重要インフラのサステナビリティを保っていくということが特に重要になる」との指摘があった⁸⁵。

さらに、令和6年4月10日に発出された日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」で明示された情報保全及びサイバーセキュリティに関する両国間の協力深化、重要インフラの防護に関する協力強化等の同盟国からの要請等も踏まえ、能動的サイバー防御に関する議論が加速化していくものと考えられる。

一方で、能動的サイバー防御の導入に向けては、通信の秘密⁸⁶の保護の在り方、権限の濫用を防ぎプライバシーを確保するための方法、専守防衛の原則との関係等の緻密な議論が求められ、今後の動向が注目される。

（6）基幹インフラ制度への医療分野の追加

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）においても「基幹インフラ制度について、医療分野の追加を含む不断の検討を行う」とされた⁸⁷。基幹インフラの対象は経済安全保障推進法に列挙される形となっており、対象事業の追加には同法の改正が必要となるため、機動的な対応は困難である。こうした制度の特性も踏まえつつ、海外で発生した事案も含めた情報収集能力の強化、平時からのリスク分析の精度向上に加え、対象事業の追加に関しては不断の検討と果敢な判断の双方が求められるのではないかと

（かきぬま しげし、こばやし じゅん）

⁸⁴ 第213回国会参議院本会議録第12号（令6.4.17）

⁸⁵ サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議（第1回）（令6.6.7）議事要旨4～5頁

⁸⁶ 通信の秘密については、令和6年2月5日の衆議院予算委員会で、内閣法制局長官から「通信の秘密はいわゆる自由権的、自然的権利に属するものであるということから最大限に尊重されなければならない。その上で、通信の秘密についても、公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度において一定の制約に服すべき場合があると考えている」旨の答弁があった（第213回国会衆議院予算委員会議録第3号12頁（令6.2.5））。

⁸⁷ 例えば、手塚悟慶應義塾大学特任教授は「中国やロシアのサイバー攻撃の標的は国民生活に直接影響するものになりつつあり、特に医療機関が狙われている。医療機関も経済安全保障推進法に基づく『基幹インフラ』に位置付けた方がいい」としている（『読売新聞』（令6.5.21））。